前橋市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の改正について（議案第１５９号）

農政課

１　改正の理由

前橋市粕川農産物加工施設の供用を廃止するため、所要の改正を行う。

２　内容

(1) 条例の題名を「前橋市富士見農産物加工施設の設置及び管理に関する条例」とする。

(2) 前橋市粕川農産物加工施設の名称及び位置並びに使用料に係る規定を削る。

３　施行期日

令和９年４月１日